

箕面市告示第74号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月28日

箕面市長 原 田 亮

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

[名称] K O H Y O 小野原店

[所在地] 箕面市小野原東六丁目2番1

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者氏名

(変更前) ①名称 阪急リート投資法人

②代表者職氏名 執行役員 白木 義章

(変更後) ①名称 阪急阪神リート投資法人

②代表者職氏名 執行役員 岡崎 豊茂

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所の変更（①株式会社光洋）

(変更前) ③大阪市西区北堀江三丁目12番23号 三木産業ビル

(変更後) ③茨木市横江二丁目7番52号

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更（②株式会社セリア）

(変更前) ④未定

(変更後) ④株式会社セリア

岐阜県大垣市外渕二丁目38番地

代表取締役社長 河合 映治

(3) 変更年月日

①名 称 2018年9月1日

②代表者職氏名 2024年8月23日

③小売業者の住所 2020年11月23日

④小売業者の名称等 2016年5月20日

2 届出年月日

令和7年3月21日

3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和7年3月28日から令和7年7月28日まで

(市役所開庁日の午前8時45分から午後5時15分まで)

(2) 縦覧の場所

●箕面市西小路四丁目6番1号 箕面市役所

本館2階 地域創造部 広域商工課（箕面営業室内）

●大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部 中小企業支援室 商業振興課

4 意見書の提出先

〒562-0003 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市役所 地域創造部 広域商工課（箕面営業室内）

TEL(072)724-6727